

公立大学法人名桜大学上級准教授の呼称付与に関する規程

(平成26年6月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、上級准教授の呼称を付与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 上級准教授の呼称は、名桜大学学則（平成6年4月1日制定）第5条に規定する准教授の職にある者のうち、教育研究上の優れた能力があると認められる者に付与する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、理事長が行う。

附 則（平成26年6月20日制定）

- 1 この規程は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年3月31日において、准教授の職にある者については、上級准教授の呼称を付与する。
- 3 平成26年3月31日までに、准教授として採用又は昇任することが決定された者については、上級准教授の呼称を付与する。